

○文部科学省告示第三十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月九日

文部科学大臣 松野 博一

受胎告知	風景の中の聖母子	リンゴを持つ聖母子	ピラトの前のキリスト	ユダヤ人の供犠	斬首のために連れ去られる 聖カタリナ	キリストの頭部	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十九年三月 九日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十九年四月 四日から同年十一 月五日	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	株式会社朝日新聞社 企画事業本部文化事業部長 堀越 礼子 東京都中央区築地五―三―二 東京都美術館 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 株式会社TBSテレビ 事業局長 吉田 尚子 東京都港区赤坂五―三―六 国立国際美術館 館長 山梨 俊夫 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五	指定美術品等を公開しようとする者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十九年四月十八日から同年七月 二日まで 国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十 五 平成二十九年七月十八日から同年十月 十五日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の 名称及び所在地並びに指定美術品等を 公開する予定の期間













アリマタヤのヨセフもしくはニコデモ	同右	同右
受胎告知の聖母	同右	同右
アレクサンドリアの聖カタリナの論争	同右	同右
	同右	同右
	同右	同右
	同右	同右